別記様式第24号

利　子　補　給　契　約　書　例

　群馬県（以下「甲」という。）と、○○○○（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける農業近代化資金融通法（昭和36年法律第号。以下「法」という。）第２条第３項及び群馬県農業近代化資金融通措置条例（昭和36年群馬県条例第71号。以下「条例」という。）第２条に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、次の条項により契約を締結する。

第１条　甲は、乙の融資に係る近代化資金につき、条例第３条及び群馬県農業近代化資金事務取扱要領（以下「要領」という。）の定めるところにより、乙に対し利子補給金を交付する。

第２条　乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認書を交付することによって行うものとする。

第３条　乙は、前条の利子補給承認書の交付を受けたときは、承認の日から６か月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、特に甲の承認を得たときはこの限りでない。

第４条　乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承認書を交付することによって行うものとする。

第５条　乙は、第３条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なくその旨を甲に対し報告するものとする。

第６条　甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、毎年１月１日から６月３０日までの期間及び７月１日から１２月３１日までの期間ごとに、その期間内における融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞金を除く。）の総和を３６５で除して得た金額とする。）に対し、要領第２の４に掲げる施設及び資金の区分ごとに、当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

第７条　乙は、甲に対して利子補給金を請求するときは、前条に規定する１月１日から６月３０日までの期間に係る利子補給金についてはその年の７月末日までに、７月１日から１２月３１日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の１月末日までに、利子補給金請求書により行うものとする。

第８条　甲は、乙から前条の請求書を受理したときは、その日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。ただし、調査等のため特に日時を要するときはこの限りでない。２　甲が前項本文の支払いを遅延したときは、支払期限の翌日から支払いをする日までの期間につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき定められた率をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

３　前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。

第９条　乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年１月１日から６月

　３０日までの期間及び７月１日から１２月３１日までの期間ごとに、第７条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に対し報告するものとする。

第１０条　乙は、常に甲の利子補給金に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第１１条　甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外に使用したときは、乙に対する利子補給を打ち切ることができる。

２　甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が要領又はこの契約の各項に違反したときは、乙に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第１２条　乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第１３条　この契約の内容に変更を加えようをするときは、その都度、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第１４条　この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第１５条　この契約書は２通作成し、甲及び乙において各１通を保有するものとする。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲　　前橋市大手町一丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　群馬県知事　　○　○　○　○

　　　　　　　　　　　　　　乙